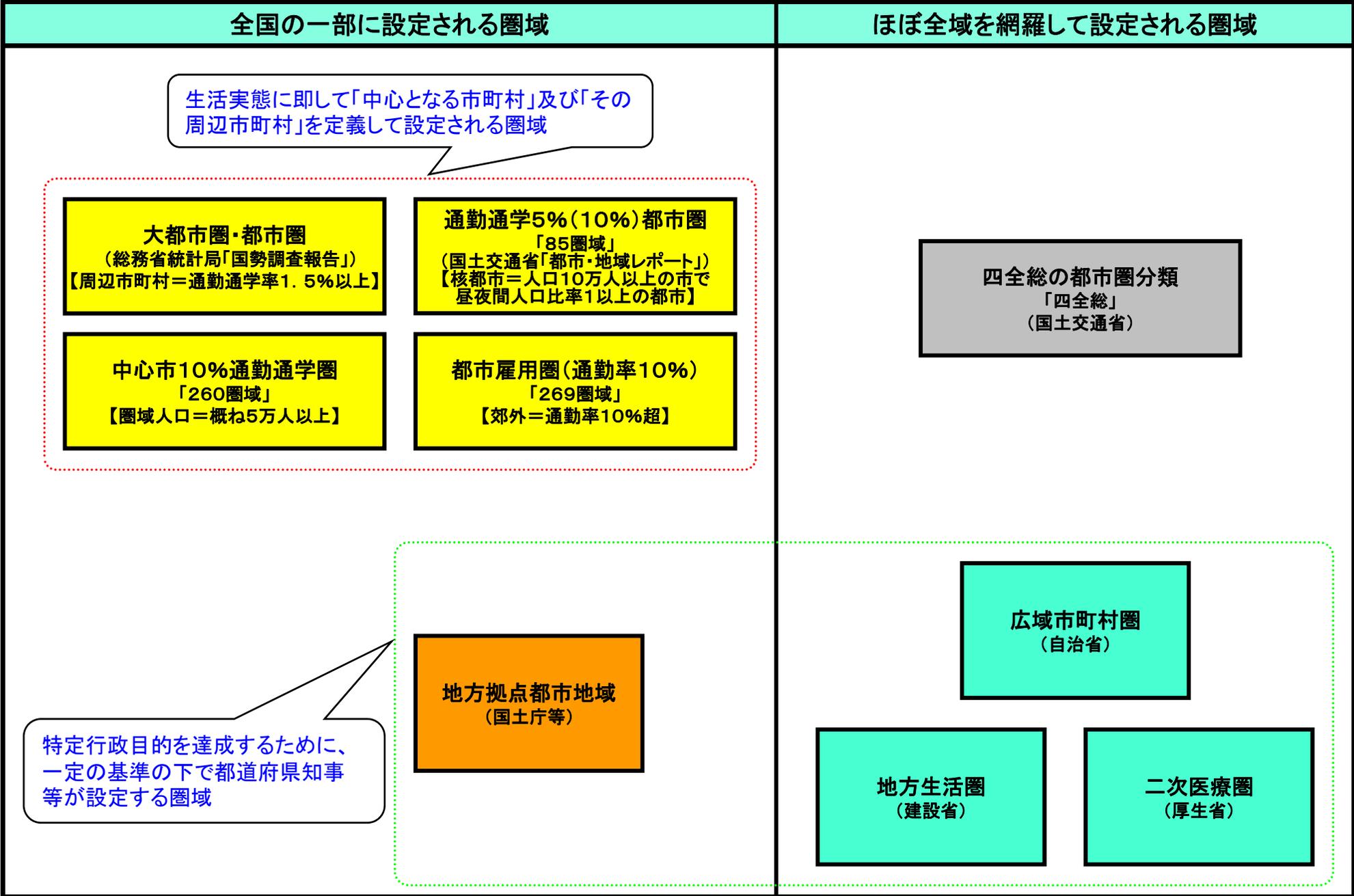


定住自立圏域のあり方とイメージ

従来の都市・地方圏域のタイプ例



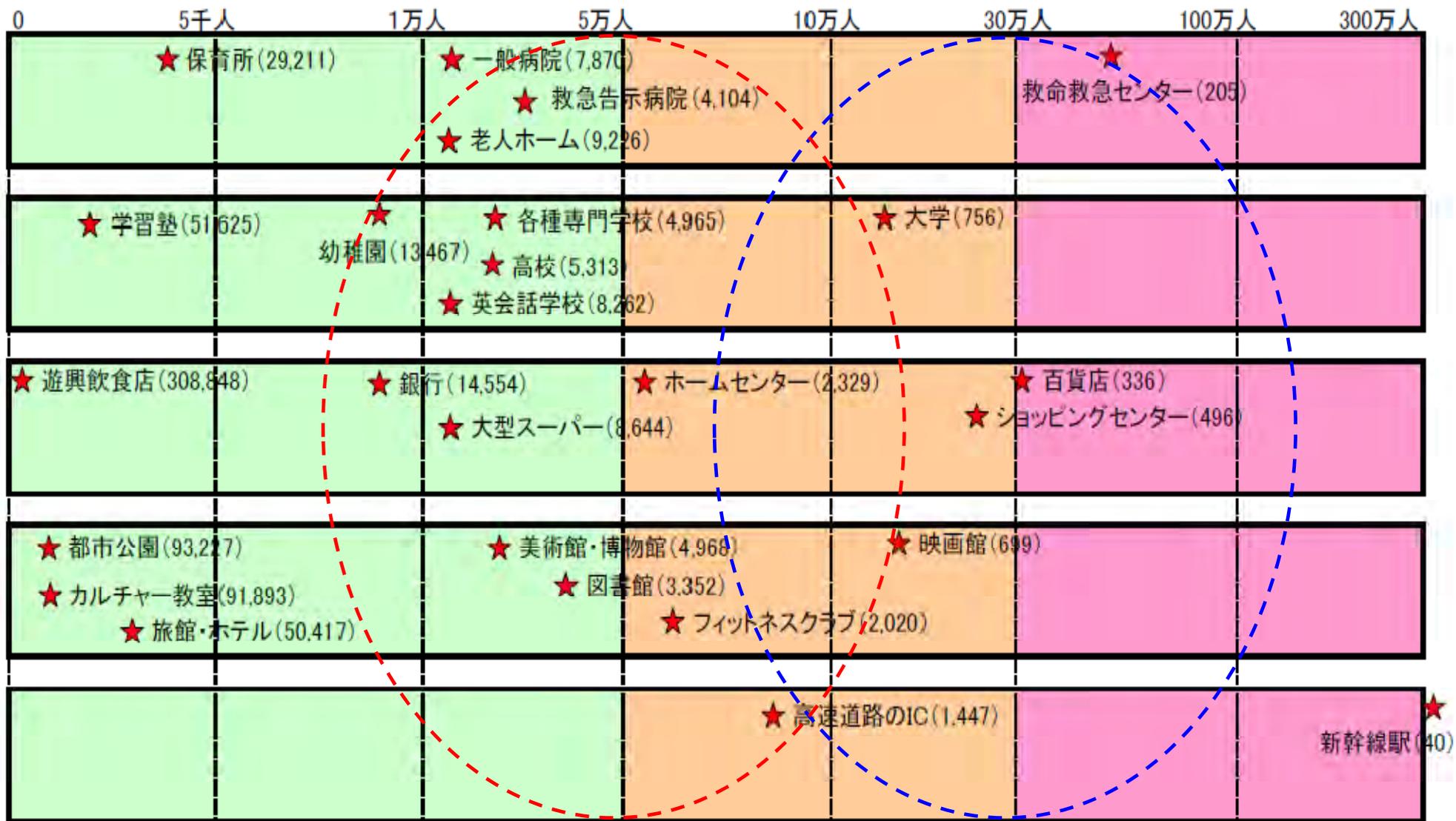
必要な都市機能の人口当たりの現況

分野	都市機能	施設等の数	1施設当たり人口概数※
医療・福祉	救命救急センター	205	623,000
	一般病院	7,870	16,000
	救急告示病院	4,104	31,000
	老人ホーム	9,226	14,000
	保育所	29,211	4,000
教育	大学	756	169,000
	各種専門学校	4,965	26,000
	幼稚園	13,467	9,000
	高校	5,313	24,000
	学習塾	51,625	2,000
	英会話学校	8,262	15,000
消費・金融	百貨店	336	380,000
	ショッピングセンター	496	258,000
	遊興飲食店	308,848	400
	銀行	14,554	9,000
	ホームセンター	2,329	55,000
	大型スーパー	8,644	15,000

分野	都市機能	施設等の数	1施設当たり人口概数※
情報・娯楽・文化・スポーツ	美術館・博物館	4,968	26,000
	図書館	3,352	38,000
	映画館	699	183,000
	都市公園	93,227	1,000
	フィットネスクラブ	2,020	63,000
	カルチャー教室	91,893	1,000
交通・生活基盤	旅館・ホテル	50,417	3,000
	新幹線駅	40	3,194,000
	高速道路のIC	1,447	88,000

※日本の全人口を施設等の数で除した場合の平均の1施設当たり人口概数

必要な都市機能の人口当たりの現況（図）



定住自立圏を考えるに当たっての視点

中心市

○中心となる市をどのように考えるか。

- ・一定の人口規模→人口5万人以上 等
- ・周辺地域に機能が及んでいる→昼夜間人口比率1以上 等

圏域

実態＝「中心市」の都市機能が機能ごとに周辺地域に及んでいる。

○圏域の設定方法をどのように考えるか。

- 「中心市」と「一定の基準を満たす周辺市町村」により機械的に設定＝①
- 「中心市」と「周辺市町村」が「共生の協定」を結ぶことにより自ら決定＝②

圏域を構成する 周辺市町村

○圏域を構成する周辺市町村をどのように考えるか。

- 「中心市」への通勤通学率10%以上の市町村 等
- 「中心市」と「共生の協定」を結んだ市町村

都市機能が及ぶ範囲の実態

2通りの定住自立圏域例

①客観圏域例

②自己決定圏域例

都市機能が及ぶ範囲の実態

「中心市」の都市機能が機能ごとに周辺地域に及んでいる。

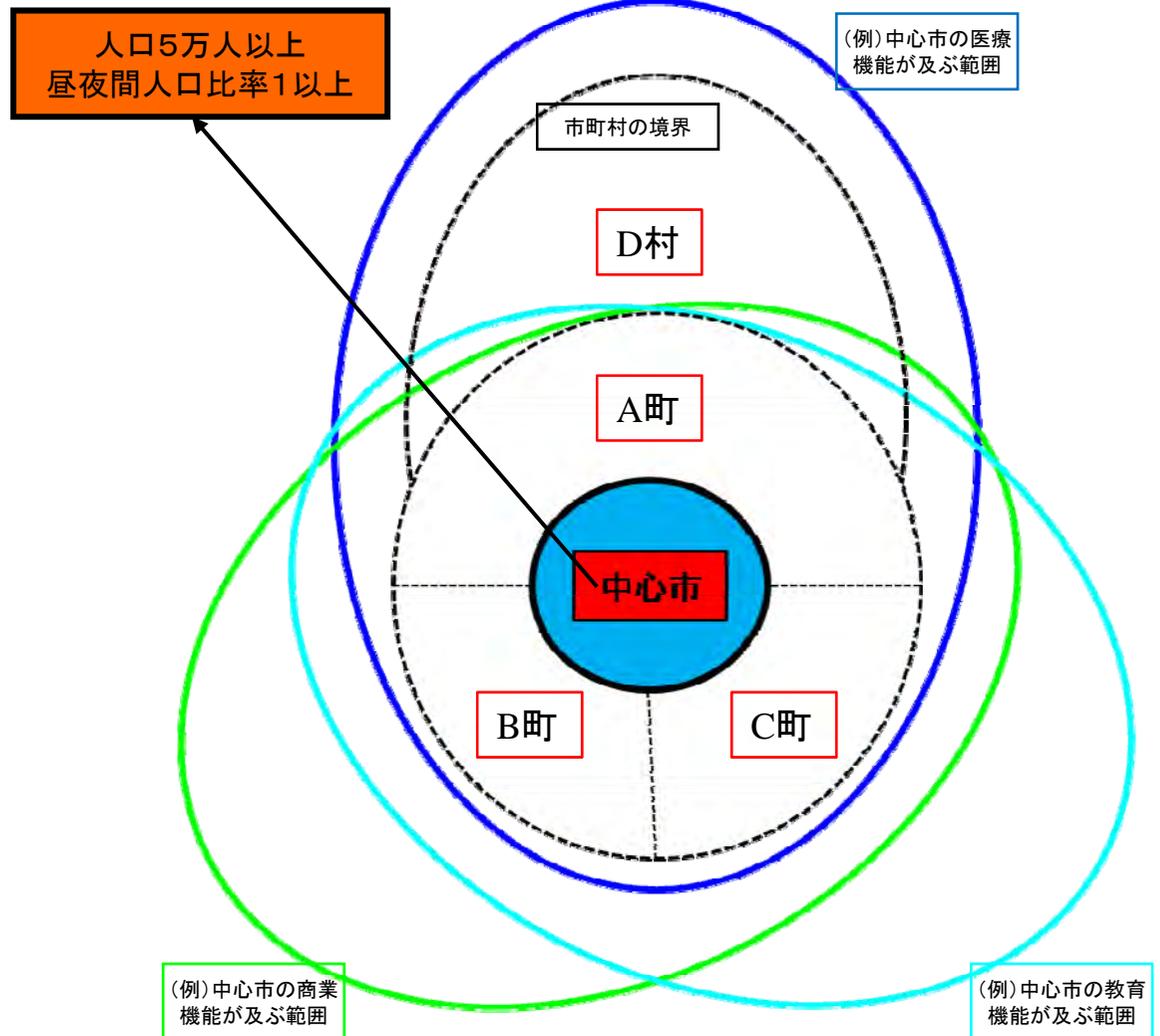
都市機能が及ぶ範囲

○中心市

- ・人口規模5万人以上
- ・昼夜間人口比率1以上

○都市機能が及ぶ範囲の実態

- ・「中心市」の都市機能が機能ごとに周辺地域に及んでいる。



定住自立圏のあり方とイメージ①（客観圏域例）

「中心市」のみ確定し、「中心市」と「一定の基準を満たす周辺市町村」により、定住自立圏を機械的に設定する例。

定住自立圏

○中心市

- ・人口規模5万人以上
- ・昼夜間人口比率1以上

○圏域設定

- ・「中心市」と「一定の基準を満たす周辺市町村」により機械的に設定

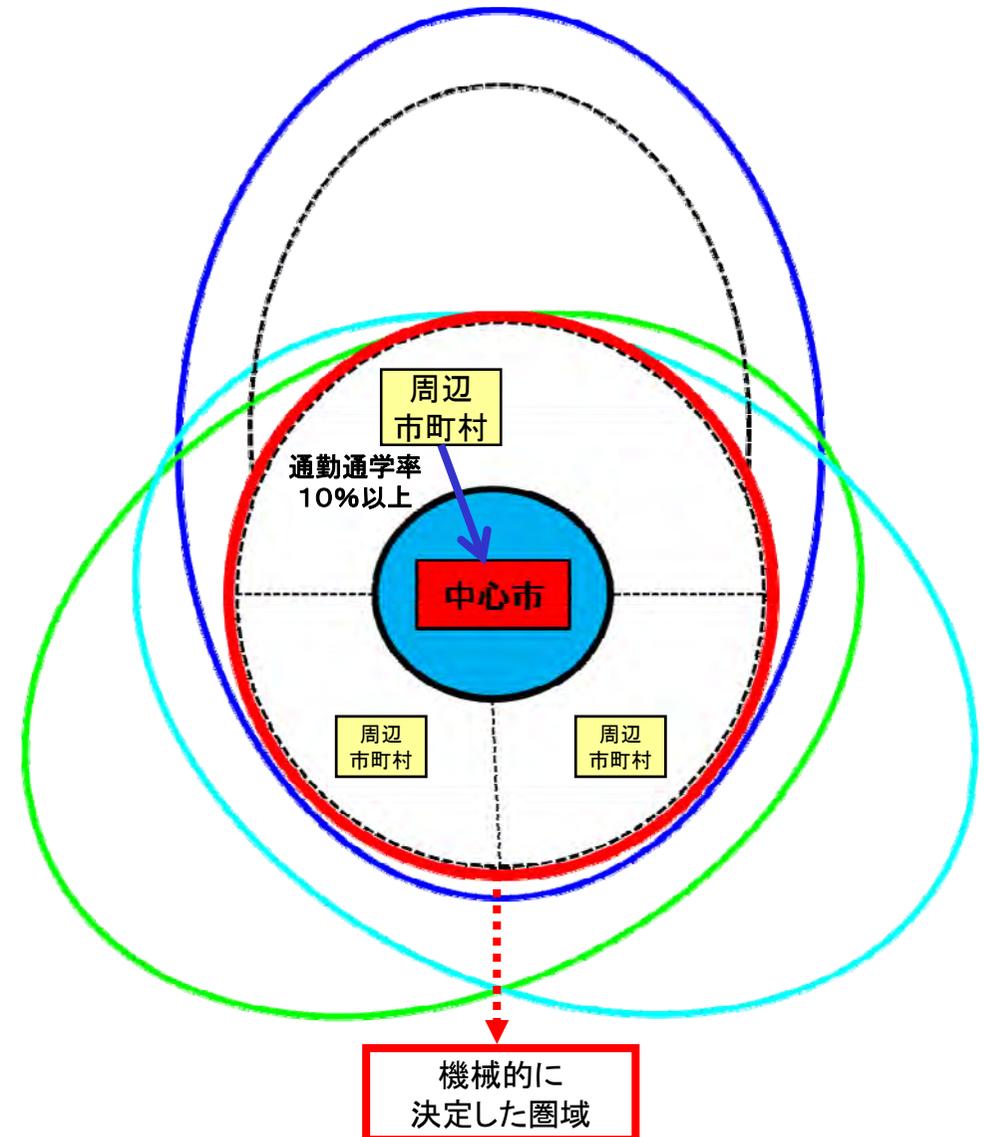
○圏域を構成する周辺市町村

- ・「中心市」への15歳以上通勤通学率10%以上
- ・2以上の「中心市」がある場合には、すべての「中心市」に係る「圏域を構成する周辺市町村」とする

※「中心市」としては、定住自立圏が単一で設定される。

※「周辺市町村」としては、15歳以上通勤通学率10%以上に該当する他の「中心市」が存在する場合には、複数の定住自立圏に含まれることとなる。

他の「中心市」が他都道府県内の市である場合もある。



定住自立圏のあり方とイメージ②（自己決定圏域例）

「中心市」のみ確定し、「中心市」と「周辺市町村」が「共生の協定」を結ぶことにより、定住自立圏を自ら決定する例。

定住自立圏

○中心市

- ・人口規模5万人以上
- ・昼夜間人口比率1以上

○圏域設定

- ・「中心市」と「周辺市町村」が「共生の協定」を結ぶことにより自ら決定

○圏域を構成する周辺市町村

- ・「中心市」と「共生の協定」を結んだ市町村
- ・2以上の「中心市」がある場合には、すべての「中心市」に係る「圏域を構成する周辺市町村」とする

※「中心市」としては、定住自立圏が単一で設定される。

※「周辺市町村」としては、「共生の協定」を他の「中心市」とも結んだ場合には、複数の定住自立圏に含まれることとなる。

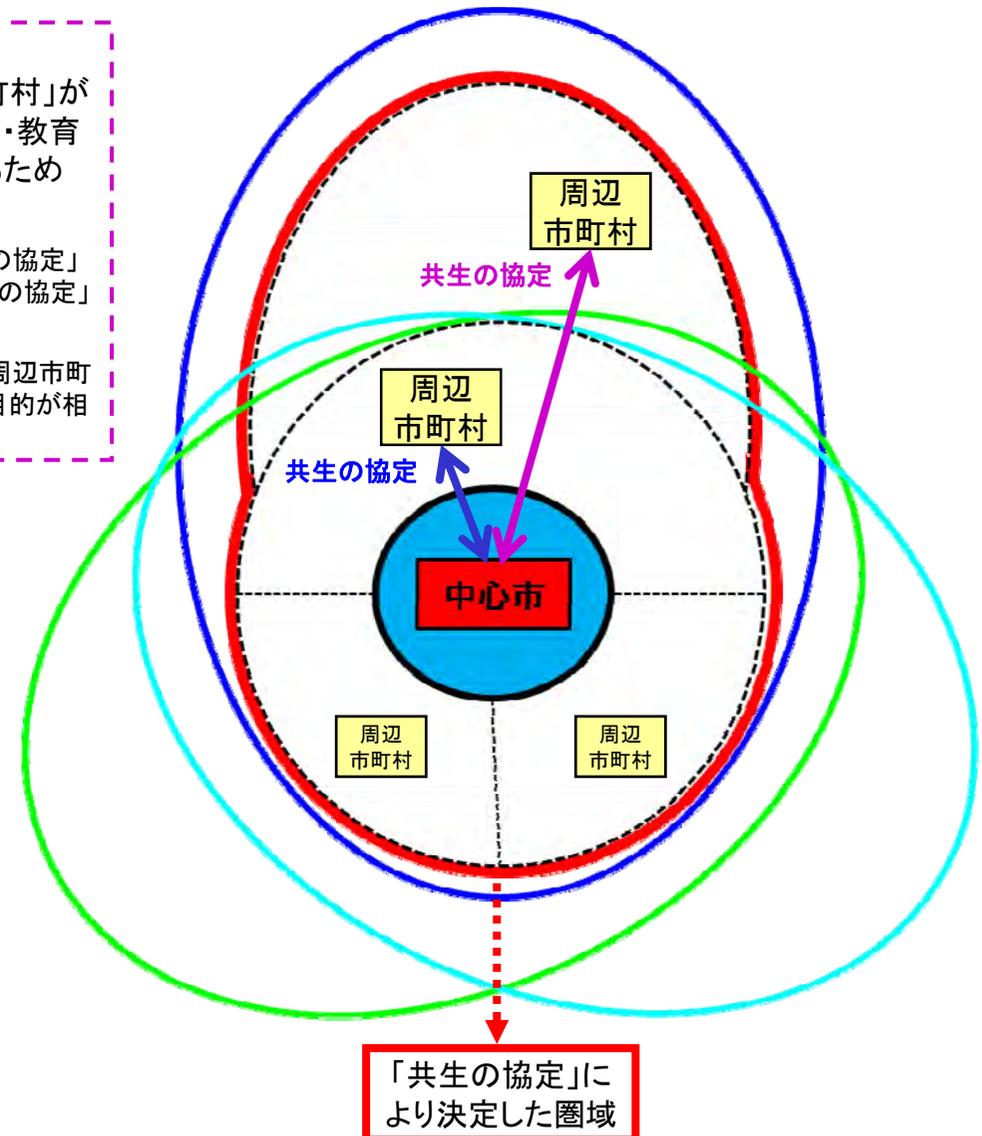
他の「中心市」が他都道府県内の市である場合もある。

「共生の協定」

＝「中心市」と「周辺市町村」が特定の目的（医療・商業・教育等）について「共生」するために結ぶ「協定」

※複数目的のための「共生の協定」と、単一目的のための「共生の協定」がある。

※「中心市」がそれぞれの「周辺市町村」と結ぶ「共生の協定」の目的が相違することもある。

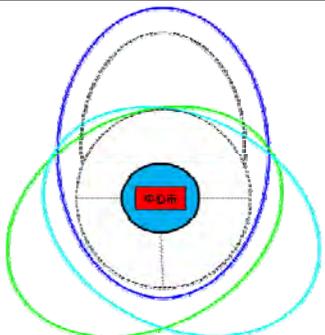


定住自立圏域のあり方とイメージ

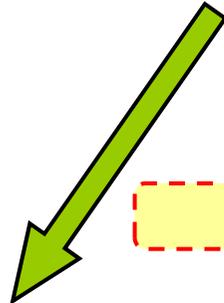
都市機能が及ぶ範囲の実態



- 課題** 圏域が対外的に明確に示されない。
- 課題** 「中心市」以外への支援施策の展開が難しい。
- 課題** 都市機能ごとの圏域では相乗効果の高い総合的な支援施策の展開が難しい。

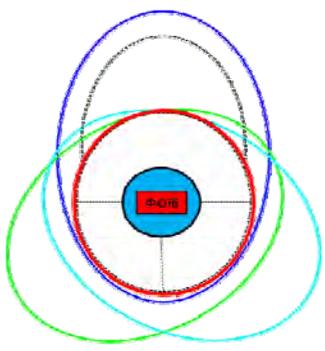


多様な都市機能を包含した明確な圏域の必要性

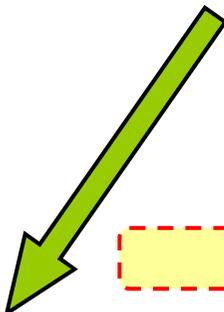


①客観圏域例

＝ 過去・現在の生活実態である通勤通学率により機械的に圏域設定



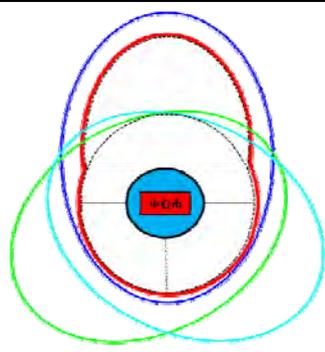
- 利点** 圏域の性格が統一的に定まり分かりやすい。
- 利点** 圏域設定の客観性が確保される。
- 課題** 住民の生活実感と齟齬が生じるおそれがあり、また、地域の将来像を勘案した圏域としないおそれがある。
- 課題** 客観圏域に含まれないが「共生」したいと考える「周辺市町村」と「中心市」の結び付きを強めることができない。
- 課題** 地域の自主性が尊重されない。



新しい弾力的な圏域設定の手法

②自己決定圏域例

＝ 住民の生活実態や地域の将来像等を勘案して「共生の協定」により自ら圏域決定



- 利点** 住民の生活実感と合致した圏域とすることができ、また、地域の将来像を踏まえた圏域とすることができる。
- 利点** 「共生」したいと考える「周辺市町村」と「中心市」の結び付きを強めることができる。
- 利点** 地域の自主性が尊重される。
- 課題** 圏域の性格が統一的に定まらない場合には分かりづらくなる。
- 課題** 圏域設定が恣意的になるおそれがある。

通勤通学 10%圏域例 (中心市5万人以上) ①



通勤通学
10%圏域

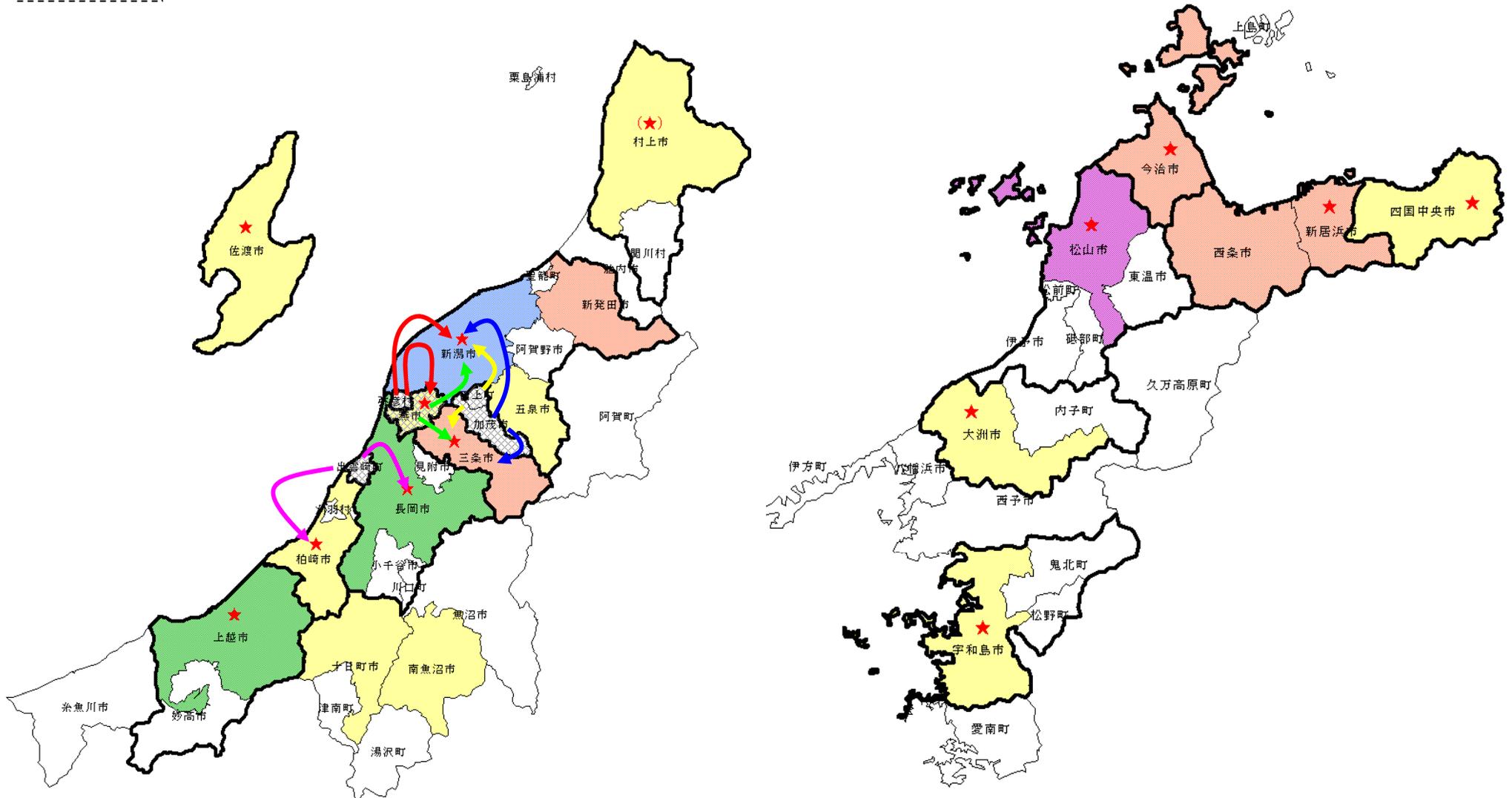
新潟県

政令市
中核市
特例市
10万人都市
5万人都市



愛媛県

★
昼夜間人口比率
1以上・人口5万
以上の市(平成
17年国調)

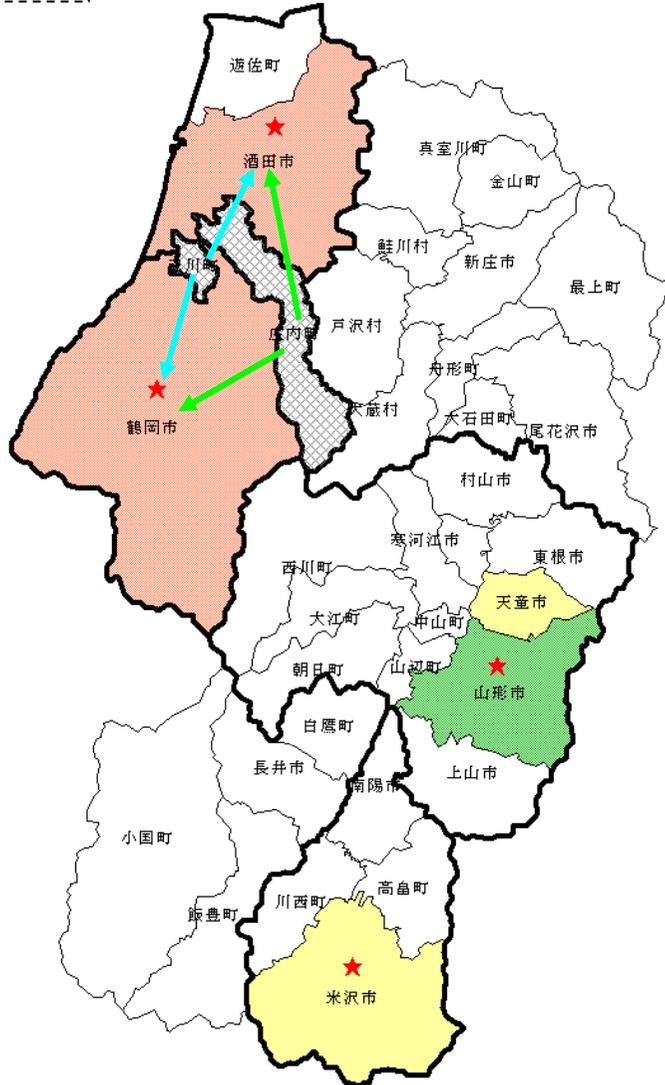


通勤通学 10%圏域例 (中心市5万人以上) ②

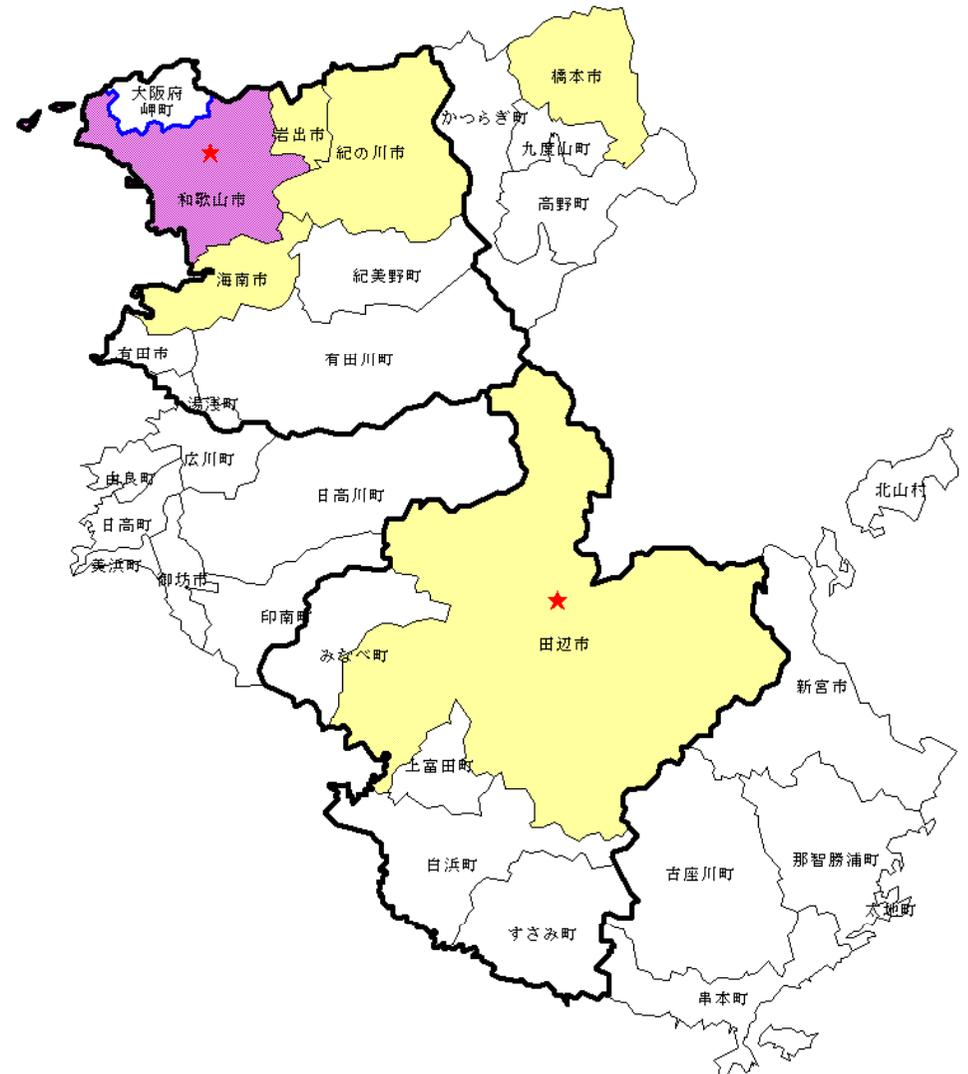


通勤通学
10%圏域

山形県



和歌山県



★
昼夜間人口比率
1以上・人口5万
以上の市(平成
17年国調)

通勤通学 10%圏域例 (中心市5万人以上) ③



通勤通学
10%圏域

山梨県

政令市
中核市
特例市
10万人都市
5万人都市



高知県

★
昼夜間人口比率
1以上・人口5万
以上の市(平成
17年国調)

